

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成 28 年 11 月 4 日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成 28 年 11 月 4 日 (金) 午前 9 時 00 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席番号	氏名	出欠等の有無	議席番号	氏名	出欠等の有無
会長	池田 純	出	松隈	築地 孝彦	出
副会長	米倉 薫	出	石動	大坪 敏博	出
2	江口 啓子	出	三津	中村 康行	出
3	高尾 洋子	出	大曲	柿本 利憲	出
5	大澤 泰久	出	吉田	北島 知典	出
6	橋本 修二	出	田手	山崎 茂人	欠
7	古川 義國	出	豆田	大隈 茂次	欠
8	木下 大学	出	箱川	岩橋 孝行	欠
9	材木 清豊	出			
10	中島 弘美	出			
11	原 武学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局長] 佐藤 吉宏	係長 手塚 奈穂子 係員 田中 貴章
-----	------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 3番 高尾 洋子 委員 5番 大澤 泰久 委員

6. 議 事

第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	2件
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	2件
第3号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成28年度第6号農用地利用集積計画(案)の決定案件	30件
第4号議案	農地移動あつせん申し出	1件
第5号議案	農地移動あつせん結果報告	1件
第6号議案	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件	1件
第7号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	3件
第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	7件
第2号報告	農地法第3条第6項の規定に基づく利用状況報告	1件
第3号報告	農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号に規定に基づく利用状況報告	1件

- **事務局長** 皆さん、おはようございます。只今より平成28年11月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さん、おはようございます。まだ稲刈りが忙しいと思います。雨が多くて、足下が悪い中、稲刈りをせざるをえないといい収穫になればと願っております。TPPについては本日国会で、強行採決する予定でしたが、審議が遅れて来週になるとの方向ですが、先行きが見えない状況と思われます。それでは、11月の農業委員会総会を始めたいと思います。
- **事務局長** それでは本日の出席委員さんですが、11名中11名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は5名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づきまして、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、議事録署名委員の指名を行います。
3番 高尾 洋子委員 5番 大澤 泰久委員 議事録署名委員をお願い致します。
- **議長** 3番の議題に入ります。

第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	2件、
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	2件
第3号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成28年度農用地利用集積計画(案)の決定案件	30件
第4号議案	農地移動あっせん申し出	1件
第5号議案	農地移動あっせん結果報告	1件
第6号議案	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件	1件
第7号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	3件
第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	7件
第2号報告	農地法第3条第6項の規定に基づく利用状況報告	1件
第3号報告	農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号に規定に基づく利用状況報告	1件

以上を議題と致します。それでは早速、第1号議案に入っていきたいと思います。農地法第3条の説明を求めます。

- **事務局長** 1ページをお願いします。第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申

請でございます。整理番号 3-1 を朗読

2 ページをご覧くださいと思います 所有権移転に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断については農地法第 3 条調査書のとおりで、該当はしておりませんが、第 2 項 7 号の地域調和を読み上げます。申請地はこれまで、譲受人が耕作を行なっており、今後同様に管理を行ない、水路等の整備後は米の栽培を行う予定であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられるとして条件は満しています。

申請地ですが、3 ページをご覧くださいと思います。位置図ですが、図面右下に申請地としているのが、今回の申請地です。

地区的には大塚ヶ里地区で、南部ライスセンターの西側、東脊振揚水機場の南になります。つづいて 4 ページは字図ですが、申請地はふと線で囲ってあるところの 1136 番地 1 です。

説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、3 番高尾委員さんお願いします。
- **3 番（高尾委員）** 川原功さんから、叔父の茂人さんから譲り受けたいと思っていますと話がありました。
- **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。
- **（柿本委員）** 所有権移転に関する農地法第 3 条第 2 項 7 号の地域調和の水路等の整備後とはどういうことですか。
- **事務局 手塚** すみませんが、記載の誤りです。訂正方お願い致します。今後の利用の確保に支障はないと思います。
- **議長** 2 ページの農地法第 3 条第 2 項 7 号の地域調和の部分は訂正方お願い致します。他にご質疑ございませんか。ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり認めたいと思います。続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 3-2 の説明をお願いします。

- **事務局長** 5 ページをお願いします。第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請でございます。整理番号 3-2 を朗読
- 続いて 6 ページをお願いします。整理番号 3-2 を朗読
- 続いて 7 ページをお願いします。整理番号 3-2 を朗読
- 続いて 8 ページをお願いします。整理番号 3-2 を朗読
- 続いて 9 ページをお願いします。整理番号 3-2 を朗読
- 続いて 10 ページをお願いします。整理番号 3-2 を朗読
- 11 ページをご覧くださいと思います 所有権移転に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断については農地法 3 条調査書のとおりで、該当はしておりませんが、7 号の地域調和を読み上げます、申請地はこれまで、野菜の栽培及び保全管理、一部遊休農地化しているが、今後は譲受人が開墾等を行い葡萄を始め、果樹・野菜等の栽培を行なう計画であることから本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられるとして条件は満しています。
- 12 ページですが、第 2 項 5 号の下限面積は今年の 7 月の農業委員会総会で設定された下限面積の 5 0 a を超える耕作面積の確保となりますので、問題はないものと考えます。申請地ですが、13 ページをご覧くださいと思います。
- 位置図ですが、図面右上に申請地としているのが、今回の申請地です。
- 地区的には横田地区で、東山集落の北東に位置します。
- つづいて 14~16 ページは字図ですが申請地はふと線で囲ってあるところの 2134 番地 2、2076 番地、2064 番地 6、2074 番地 2、2074 番地 3、2074 番地 6、2080 番地 1、2080 番地 2 です。
- 17 ページは始末書を朗読 説明は以上です。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、古川委員さんお願いします。
- **3 番（古川委員）** 杉谷さんと話しまして用水路が、一つ大きいのがありますが、用水路の落差が、大きかったので聞いたら切り下げて、排水溝は作り直すようしていますとのことでした。特に問題ないと思います。

- **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。
ご質疑ございませんか。ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、
挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり認めたいと思います。
続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-1の
説明をお願いします。
- **事務局長** 18ページをごらんください。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく
許可申請でございます。
整理番号5-1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、(告示：昭和49年3月
30日)ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。
農地の区分は、第3種農地となることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の
用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内に近接する
区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満である農地であり、第2種農
地と判断されます。転用目的である条件付き分譲住宅の候補地選定の結果、他の土地に
立地することが、困難であり農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。
申請地の場所ですが、19ページは位置図で、地区は大曲地区です。地区の東側で、図
面下のふと線で囲ってあるところが今回の申請地になっています。
20ページが字図ですが、中央のふと線で囲ってある4109番地2のところ、申請地
となっています。
21ページは土地利用計画図です。中央が町道大曲、目達原線ですが、申請地は図面中
央下で、8区画の条件付き分譲住宅の区画の配置を行ない、駐車場が2台分ずつ配置さ
れ、建物の雨水排水は、図面左側の列は建物周囲から北側の道路沿いの側溝に流入の
計画で、上下水も同様に北側の道路埋設管に流入予定です。図面中央の列は建物周囲
から南側の分譲地内道路沿いの側溝に流入の計画で、上下水も同様に南側の道路埋設
管に流入予定です。図面右側の列は建物周囲から北側の分譲地内道路沿いの側溝に流
入の計画で、上下水も同様に北側の道路埋設管に流入予定です。
- 22ページは造成計画平面図で、1から8号地まで、計画されています。
- 23ページは造成計画断面図ですが、左のA-A`断面では、造成地の北側の東西断面で、

造成計画は、盛土を 70 c mほど行ない両側はコンクリートブロック 2 段の計画です。

B-B` 断面では、造成地の中央の東西断面で、造成計画は、盛土を 40 から 60 c mほど行ない両側はコンクリートブロック 2 段と 3 段の計画です。

C-C` 断面では、造成地の南側の東西断面で、造成計画は、盛土を 60 c mほど行ない両側はコンクリートブロック 3 段と東側落蓋側溝 300mm の計画です。

D-D` 断面では、造成地の北側の南北断面で、造成計画は盛土を 60 から 70 c mほど行ない、北側は落蓋側溝 300mm、南側はコンクリートブロック 5 段の計画です。

24 ページは 1 階平面図です。25 ページは 2 階平面図です。26 ページは東西南北側から見た立面図です。

説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、古川委員さんお願いします。
- **7 番（古川委員）** 排水の問題がひとつあります。申請地の道路はさんで、北側に農地が 4 つあり、埋め立てされると排水がきかんと言うことがあります。申請地の反対側に町道の測溝が 300mありますが、20 ページの図面の 4076 番地の 1 と 4094 番地の 1 の排水、4104 番地の 1 の排水を西の方に敷設されている測溝に流させていただきますとのことです。また段差もあるので、その測溝を使わせてくださいとのことでした。他に方法がない。農業委員会で話してみてくださいとのことでした。
- **事務局長** 申請者の代理人の方で、説明される方がみえてありますので、説明をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
- **議長** はい、わかりました。
- **事務局長** ご紹介致します。委任を受けられているエフケイエンジニアリングの井手さんと譲り受け人の地建の永尾さんがお見えですので、自己紹介を御願致します。
- **申請者** ただいま、紹介いただきました SK エンジニアリングの井手です。譲り受け人の永尾です。よろしく御願致します。
- **議長** ここの農地の用排水は掛け流しで、流れていくようになっていたのですか。
- **7 番（古川委員）** いままでは西の方に流れていくようになっていた。

- **議長** 南側の農地は苗代の場合は用水はどうしていたんですか。
- **7番（古川委員）** 東側南北の町道、申請地と反対側東側の水路を流れている。
- **議長** それなら問題ないですね。
- **7番（古川委員）** 問題ないです。
 さきほどから話していた問題ですが、町道拡幅のときに測溝を300mほど布設してあるので、それに流させてくださいとのことでした。
 わたしはそれでしたらいいでしょうと話しました。埋め立てされると北側農地の排水がきかんと言うことでもありますので、農業委員会で話してみてくださいとのことでした。
- **議長** それなら地元は問題ないですね。この敷地は、町道敷地なので建設課に話しをする必要がある。
- **7番（古川委員）** 町道測溝を利用させてもらうように考えられているのではと思います。とりあえず、溜柵を作って流すように計画をされたが、北側の農地の水が、吐かない。完全に排水するためには町道の測溝を利用させてもらう必要がある。北側の農地の水田としての利用ができなくなる。
- **議長** 水利権の問題はないですね。
- **7番（古川委員）** 水利権の問題はない。
- **議長** 古川義行さんから建設課に流させてくれとの話しを通して頂く必要がある。
- **7番（古川委員）** 申請者の方との立ち会いをして改めて町道の測溝を利用させてもらう必要があると話がありました。
- **議長** この敷地は、町道敷地なので建設課と協議をする必要がある。
- **事務局 手塚** 北側道路測溝に流すことになりますか。
- **7番（古川委員）** 北側道路測溝は自然に流すことができる。
- **事務局 手塚** 現在は南の申請地内の測溝から流していた分ですね。その分がこの開発で、なくなるんですね。
- **7番（古川委員）** 北側から申請地内に水路がはいっているのがなくなる。
- **議長** エフケイエンジニアリングさんが、建設課との協議をしてください。
- **SKエンジニアリング** はい

- **議長** 地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。

質疑等はございませんか。ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思えます。

つづいて、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-2の説明をお願いします。

- **事務局長** 27ページをごらんください。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請の案件5-2を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、(告示：大曲1407番1は平成18年8月8日1404番1、1406番1、1406番2は平成28年8月29日に農振除外済)ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。

農地の区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり、第1種農地と判断されます。転用目的である店舗建設に候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

つづいて、申請地の場所ですが、28ページは位置図で、図面中央左の申請地と表示しているところが今回の申請地になっています。地区は、大塚ヶ里地区です。

29ページが字図ですが、中央のふと線で囲ってある大曲1407番1、1404番1、1406番1、1406番2のところが、申請地となっています。

30ページは造成計画平面図です。西側に国道385号線、南側に町道大塚ヶ里・横田線に面した申請地で、図面中央北側に申請建物を計画され、南隣に申請建物のトイレ棟、北側に従業員の駐車場、南側に来客用駐車場を配置した内容です。

建物の雨水排水は、建物周囲から集めて敷地北西、北東側にわけて、北側の排水路へ、中央来局用駐車場からは西側排水路へ、最南側の路面排水は南側歩道側溝に放流する計画です。

31ページは造成計画平面図ですが、東西南北右上の汎例のきごうにあるコンクリートブロックに囲まれた範囲が、今回の申請計画地です。

32ページは、造成計画断面図です。

図面左側の、A-A`断面では、敷地の東西断面で、造成計画では、盛土を72cmから

92 c mほど行ない西側はコンクリートブロック 5 段の上にフェンス 60 c m 東側はコンクリートブロック 4 段の上にフェンス 60 c m の計画です。

33 ページは B-B` 断面では、敷地の南北断面で、盛土を 50 c m から 69 c m ほど行ない北側はコンクリートブロック 4 段の上にフェンス 60 c m 南側もコンクリートブロック 4 段の上にフェンス 60 c m の計画です。

34 ページは建物の平面図です。南側から出入り口になり、中央の直売場では、地元農家などより出荷される野菜等農産物の販売、西側には吉野ヶ里産材料による粉の仕入れ加工などによる石窯パン工場、その南にパン売り場を配置し、東側には、地産地消の農産物を目的としたレストランの営業、北側には吉野ヶ里産の大豆など利用した豆腐製品、漬け物、総菜の製造、加工、のスペース、従業員トイレなどを計画されています。

35 ページは、断面図として東西、南北での建物断面図です。

36～37 ページは東西南北からの立面図です。

38 ページは計画申請建物の東側に店舗としてオリーブ工房、カフェなどの計画をされていますが、その計画平面詳細図です。

39 ページはその計画平面、立面図です。

40 ページは東側の来客用トイレの平面詳細図です。

41 ページはその計画平面、立面図です。

説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。大曲地区の推進委員、柿本委員さんお願いします。
- **(柿本委員)** 圃場整備の 13 工区に農地を持っていますが、当初説明についてありませんでした。推進委員としても、のちほどこられて図面を持ってきましたとのことでしたが、13 工区内の各地区の説明があっているのかとは思いますが、我々にも、圃場整備工区内について地元説明会に入らせてもらいたかったとせつに思いました。
13 工区内に農地をお持ちの各地区のかたにきていただいての説明会が必要と思います。
- **議長** はい、そのことを踏まえますと今回は 13 工区の地元説明会を行なって頂くとし

て、今回は賛成の方向で進めたいと思いますが、どうでしょうか

- **事務局長** 農地法的にこのような状況の場合であれば、賛成できない理由が難しいと思われま
 - **5番 大澤委員** 申請者の申請にあたっての状況、土地の活用に対しての農業振興のためにも必要とは思いますが、今一度地元の説明に努めてもらうことで、土地の活用、有効利用として賛成したいと思います。
 - **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
- つづきまして、第3号議案 農用地利用集積計画集計表の説明をお願い致します。

- **事務局長** 42ページをお願いします。

第4号議案 農用地利用集積計画集計表です。案件としましては、新規が5件、再設定が25件で計の30件があがっております。田が64筆、畑1筆で田の面積が131,569㎡で、畑が363㎡となり、計の65筆、面積が131,932㎡です。

以上、計画要請は経営面積、従事日数等経営基盤強化法等第18条第3項の各要件を満たしております

44ページは、農用地利用集積計画集計表の所有権移転関係分でございます。農用地利用集積計画集計表（所有権移転関係）を朗読。

大坪氏より農業公社へ所有権移転がされる件です。総会での承認後に所有権移転を行います。

45ページは今までの累計から解約分を差し引き、今回計画分をくわえた面積で、最終的な合計としています。以上、計画要請は経営面積、従事日数等経営基盤強化法等第18条第3項の各要件を満たしております

説明は以上でございます。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思

- **議長** 第4号議案 農地移動あっせん申出について事務局の説明をお願いします。
- **事務局長** 46ページをお願いします。第4号議案 農地移動あっせん申出を朗読。
つづいて47ページの図面は位置図で中央の線で囲ってある2箇所のところは申出地になっています。48と49ページは字図で、中央の154番地と234番地が申出地です。
地区は吉田地区です。説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、あっせん委員さんを作る必要があります。一応、地元の委員さん3名をあっせん委員として指名していきたいと思えます。地元の農業委員の原武委員さん、農業委員の木下委員さん、農業委員の江口委員さんの3名さんをあっせん委員さんとして、指名を致します。今後、あっせん委員会を開いて頂いて、県の公社の方に売り渡しをしまして、地元として買受人さんを選定して頂いて、交渉をして頂くことになるかと思えます。それについては、事務局からも指導を致したいと思えます。あっせん委員会の日程については事務局より日程調整をしてまたご連絡することとなります。

それからあっせん委員さんの中で、あっせん委員長を決めたいんですが。

地元の委員さんとして、原武委員さん、よろしいでしょうか。
- **議長** いいですか。
- **11番（原武委員）** はい。
- **議長** それでは、あっせん委員長をお願いします。内容については事務局が指導していきます。
- **事務局 手塚** あっせん委員会の日程について11月の14日の週を考えておりますので予定方をお願いします。
- **議長** 第5号議案 農地移動あっせん結果報告について事務局の説明をお願いします。
- **事務局長** 50ページをお願いします。第5号議案 農地移動あっせん結果報告を朗読。
- **議長** ただいま、農地移動あっせん結果報告がありましたとおり、10月19日に3委員さん米倉委員さん、中島委員さん、材木委員さんにより致しまして、あっせんを行ったいただいた所でございます。相手方の栗山さんは、現在久留米の農業研修所で研修中ですので、住所が久留米の研修所の住所となっておりますが、地元は立野になります。

- **議長** 第 6 号議案 農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更申請に伴う農業委員会に意見聴取案件農振一 1 についての説明をお願い致します。
- **事務局長** 第 6 号議案 農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更申請に伴う農業委員会に意見聴取案件農振一 1 の説明を致します。
51 ページをお願いします。こちらを説明させて頂きたいと思います。そのあと農林課の方で、詳しい説明はして頂きます。
農業振興地域整備計画（農用地利用計画）を朗読。
申請場所は、位置図が 57 ページに付いていますが、県道佐賀川久保鳥栖線の西光寺の南で、黒く塗っているところが申請地で、隣接農地が 9 月総会で転用申請されたところの南側に位置しており、残地的に残っていた農地です。
- **農林課** 第 6 号議案 農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更申請について説明いたします。申請地は三津 343 番地、345 番地で隣接農地に分譲住宅を計画されたところの南側で、農振除外の申請をされました。地区の区長、生産組合長の同意をもらっておられます。隣接農地がありませんので、同意はいただいております。地目が畑ということで、土地改良区の受益地外ということで、27 号計画の変更は行っておりません。説明は以上です。
- **議長** はい、農林課からの説明が終わりました。この申請地は隣接農地が 9 月総会で転用申請されたところで、以前圃場整備したときに残地として貼り付けされた畑が、残っていた分で、残しておいても用途がないとしての農振除外の申請であります。ご質疑等ございましたらお願い致します。
- **(中村委員)** 隣接地が、分譲住宅として造成工事が予定されており、申請地も条件分譲住宅の一部として利用したいのでとのことですが、申請前に施工していいのですか。
- **(柿本委員)** 農林課はいつ確認されたのですか。
- **農林課** 申請時点では確認を行ないましたが、直近ではしていませんでした。
- **議長** 前回申請の分は転用は進んでいますか。
- **事務局** はい
- **(中村委員)** 前回申請の分は問題ありませんが、今回の農振除外分についてのことです。

- **8番 木下委員** 前回申請の転用の際にいっしょにできなかったのか
 - **議長** 今回は、この農地は農振農用地ですので、農振除外が必要ですので、申請しますの状況です。
 - **事務局 手塚** この農振除外についてですが、この農地は宅地開発計画の中にはいっていなかったのですが、この農地だけ残した場合、農地として守っていく価値があるのか。
 会長、農業委員会事務局、農林課を含めて協議しましたが、農振除外をしないことには農地転用申請にはならないので、農振除外の検討を農林課にしてもらおうとのことだったので、転用許可された分について着工するとのことでは聞いていましたが、言われることについては申請者に確認します。
 - **(中村委員)** 農業委員さんは知っておられるのかと思いました。
 - **事務局 手塚** この農振除外については前後しております。
 - **8番 木下委員** この申請地は隣接農地が9月総会で、転用申請されたところでそのことも確認する必要があったのですか。
 - **議長** その時にこの残地はどうしますかと問いかけはしております。農振除外とあわせて計画の変更するようにはお話ししています。
 - **事務局長** 申請と現地との辻褄が、前後していることについては遺憾であると思いますが、この農振除外の必要性、この部分だけ残した場合の周辺の影響を考えると当初、業者の計画では、はいつていなかったのを、農振除外の必要性を農林課に話して進めてもらった状況ですので、将来、今後の有効利用の確保ができるようご理解をしていただき、判断をお願いします。
 - **(中村委員)** 手法の問題であるので、反対ではない。
 - **議長** 農振除外の方向で、進めていきたいと思います。他にございますか。はい、質問もないようでございますので、農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件について承認いただける方は挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。承認ということで、行きたいと思います。
- 続きまして、次の第7号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取

案件についてお願い致します。

- **事務局長** 第7号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件ということで、3名さんから今回出ております。この件につきましては、農林課の方で説明をしていただきますので、よろしく御願致します。

- **農林課 葉山** 70ページをお願いします。

今回の農業経営改善計画の認定としまして、米倉 薫さんの分から説明をさせていただきます。

米倉 薫さんは、年齢は36才で、行政区は力田地区で、現在、力田地区を中心に地区の営農組合や共乾の役員、平成19年から平成24年の6年間は生産組合長をされており、今後、若いので、経営規模の拡大をしたいと考えられています。

以下、農業経営改善計画の認定についての説明を朗読。

以上、説明を終わります。

- **議長** 農林課の方から米倉 薫さんの説明が終わりました。ご質疑のある方はお願いします。

質問はございませんか。ご意見もないようでございますので、この認定について可能という方、挙手をお願いします。はい、挙手多数です。認定していきたいと思えます。

続いて古賀 薫さんの説明をお願いします。

- **農林課 葉山** 続きまして、65ページをご覧ください。

続きまして、農業経営改善計画の認定としまして、古賀 薫さんの説明をさせていただきます。

古賀 薫さんは、行政区は松葉地区で、年齢としては83才で、松葉地区を中心に地区の担い手として条件が整えば、できるだけ規模拡大をしていきたいと考えられています。

以下、農業経営改善計画の認定についての説明を朗読。

以上、説明を終わります。

- **議長** 農林課の方から古賀 薫さんの説明が終わりました。ご質疑のある方はお願いします。

- **議長** 質問はございませんか。ご意見もないようでございますので、この認定につい

て可能という方、挙手をお願いします。はい、挙手多数です。認定していきたいと思
います。

- **農林課 葉山** 続きます、75 ページをご覧ください。

続きます、農業経営改善計画の認定としまして、野口 善重さんの説明をさせてい
たきます。

野口 善重さんは、行政区は箱川上地区で、営農としては若いときから活動されており、
米、麦、大豆、アスパラガス、ブロッコリーと意欲的に農業に従事されています。

以下、農業経営改善計画の認定についての説明を朗読。

以上、説明を終わります。

- **議長** 農林課の方から野口 善重さんの説明が終わりました。ご質疑のある方はお願い
します。
- **5番（大澤委員）** 5年後の目標の確認していますか。
- **農林課 徳安** 3人とも再認定の方ですが、前回の分との確認はして、再申請を受け付
けることをしています。
- **議長** 質問はございませんか。ご意見もないようでございますので、この認定につい
て可能という方、挙手をお願いします。はい、挙手多数です。認定していきたいと思
います。
- **議長** それでは、第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認につい
て説明をお願いします。
- **（事務局長）** 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約ー1
を朗読。これは双方合意による解約です。以上です。
- **議長** 第1号報告の説明が終わりました。
- **（事務局長）** 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約ー2
を朗読。これは双方合意による解約です。以上です。
- **議長** 第1号報告の説明が終わりました。
- **（事務局長）** 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約ー3
を朗読。これは双方合意による解約です。以上です。

- **議長** 第1号報告の説明が終わりました。
- **(事務局長)** 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約-4を朗読。これは双方合意による解約です。以上です
- **議長** 第1号報告の説明が終わりました。
- **(事務局長)** 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約-5を朗読。これは双方合意による解約です。以上です
- **議長** 第1号報告の説明が終わりました。
- **(事務局長)** 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約-6を朗読。これは双方合意による解約です。以上です
- **議長** 第1号報告の説明が終わりました。
- **(事務局長)** 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約-7を朗読。これは双方合意による解約です。以上です
- **議長** 第1号報告の説明が終わりました。
この件について、ご質問等ございますか。
この案件はこれでよろしいでしょうか。それではこのままで進めていただきたいと思います。
- **議長** 続いて、第2号報告 農地法第3条第6項の規定に基づく利用状況報告について
お願い致します
- **事務局長** 87ページをお願いします。報告に入る前に、
平成21年度農地制度改正がありました。改正以前は、農業生産法人のみ農地利用可能ということですが、農業生産法人以外の法人も農地を借りることが可能ですよとなっております。それで括弧で解除条件付とありますが、これは農地を適正に利用していない場合に、貸借を解除する旨の条件が契約書に付されているということで、農地を利用していない等、そういった場合については、解除条件付きを契約の中に入れることによって、解除できるということになります。
今回、87、88ページに挙がっている報告事案ですが、実際トワードさんが農地を借りて農業をされていることでの報告になっております。それで、一般企業が貸し借りによ

る農業参入ができたことによって、その許可に対しては、毎年1回は、利用状況を報告することになっておりますので、それに基づいた報告になっております。

第2号報告 農地法第3条第6項の規定に基づく利用状況報告による農地利用状況報告－1を朗読。前回報告は、平成27年6月15日です。平成28年度営農計画書確認及び現地確認は事務局1名で行っているところでございます。説明は以上です。

- **議長** 株式会社トワードから農地法3条による賃貸借による報告がなされております。続いて、農業経営基盤強化法による賃貸借についての報告です。お願いします。
- **事務局長** 88ページをお願いします。前ページは農地法での報告ですが、こちらは農業経営基盤強化促進法での報告になります。第3号報告 農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号の規定に基づく利用状況報告による農地利用状況報告－2を朗読。平成28年度営農計画書確認及び現地確認済みということで事務局1名で確認しています。説明は以上です。
- **議長** 第3号報告まで終わりました。これは、報告を受けるという形になっております。それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午後1時25分